

議会運営委員会

日時 平成23年12月20日（火）午後1時30分～

場所 第3委員会室

1 公社土地処理問題について

別紙No.1

2 12月定例会最終日（12月21日）の日程について

（1）会議予定 午前10時～

各常任委員会 ～ 議会運営委員会・幹事会 ～ 会派会議 ～

本会議 ～ 特別委員会 ～ 議会運営委員会・幹事会 ～

会派会議 ～ 本会議 ～ 広報広聴特別委員会

（2）議事日程

諸報告（監査）

第1 第1号議案から第27号議案まで（委員長報告～表決）

第2 請願について（質疑、討論、表決）

第3 意見書案について（質疑、討論、表決）

第4 決議案について（表決）

第5 議員の派遣について

（休憩）

諸報告（特別委員会正副委員長名の報告）

追加日程 亀岡市川関財産区管理会委員の選任について

○人権擁護委員候補者の推薦について

3 討論について

※通告期限 12月20日（火）午後4時まで

4 意見書案について

○意見書案 3件（別紙No.2～4のとおり）

○発議者の決定

5 決議案について

○提案理由説明、質疑、討論、付託

6 議員の派遣について

○1月20日 京都市 市町村トップセミナー 副議長出席

○1月31日 京都市 京都府市議会議長会 副議長出席

7 議会改革推進特別委員会検討結果について

○別紙No.5のとおり

8 委員の推せんについて

○国民健康保険運営協議会委員（2年、5人、環境厚生常任委員）

苗村議員、山本議員、中澤議員、立花議員、眞継議員

9 その他

○当面の委員会等日程（閉会后）

12月	26日（月）	13:30～	議会改革推進特別委員会
	27日（火）	10:00～	広報広聴特別委員会
1月	16日（月）	10:00～	公共交通対策特別委員会
	〃	13:30～	広報広聴特別委員会
	17日（火）	10:00～	産業建設常任委員会
	18日（水）	10:00～	都市基盤対策特別委員会
	26日（木）	13:30～	議員団研修・全員協議会
2月	10日（金）	19:30～	議会報告会

公社土地処理問題協議・確認事項

1 特別委員会の設置

○設置

○100条調査権

2 特別委員会の調査事項

【案】 亀岡市土地開発公社及び財亀岡市住宅公社の土地処理に関する事項

3 特別委員会の名称

【案】 亀岡市土地開発公社及び財亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査
特別委員会

4 委員

○委員定数

○委員選出 会派割当

メンバー報告 12月20日（本日）中

5 調査経費（100条調査の場合）

○別紙

6 決議案（100条調査の場合）

○別紙

○発議者

裏面あり

7 流れ

<100 条調査でない特別委員会の場合>

- ① 特別委員会設置、委員定数議決〔本会議〕
- ② 特別委員指名〔本会議〕
- ③ 特別委員委員長選出・閉会中の継続審査申出〔特別委員会〕
- ④ 閉会中の継続審査議決〔本会議〕

<100 条調査の場合>

- ① 決議案提案
- ② 決議案議決〔本会議〕
- ③ 特別委員指名〔本会議〕
- ④ 特別委員長選出〔特別委員会〕

公社理事就任状況(H18年度以降)

	土地開発公社		住宅公社	
石野善司	H20. 7. 1~H23. 2. 4	理事	H17. 3. 3~H19. 2. 27	理事
日高省子			H19. 2. 28~H19. 3. 31	理事
			H19. 4. 1~H20. 3. 31	監事
湊 泰孝			H20. 4. 1~H21. 3. 31	監事
明田 昭	H21. 2. 16~H23. 2. 4	理事	H21. 4. 1~H22. 5. 11	監事
西村 克己			H22. 5. 10~H23. 2. 16	理事
堤 松男			H23. 2. 17~	副会長・理事
中村 正孝			H23. 2. 17~	理事
藤本 弘			H23. 4. 1~	監事
田中 豊	H19. 2. 16~H21. 2. 15	理事		
	H23. 2. 18~	理事		
中澤基行	H23. 2. 18~	理事		

H18年度、19年度、現在を網掛けしています。

	改革	緑風	共産	公明	無会派
1	明田	湊	馬場	日高	酒井
2	中村	吉田	並河	山本	井上
3	西口	竹田	苗村	藤本	
4	福井	菱田	田中		
5	眞継	堤	立花		
6	齋藤	木曾			
7	小島				
8	中澤				
9	西村				
10	石野				

特別委員会特別委員選出表

2011/12/19 11:01

案	(定員)	比例 按分率	改革		緑風	共産	公明	属さない	計	定員
			10人	6人						
15人の場合	15人	0.5769	5.77	3.46	2.88	1.73	1.15	0人		
14人の場合	14人	0.5385	5.38	3.23	2.69	1.62	1.08	0人		
13人の場合	13人	0.5	5.00	3.00	2.50	1.50	1.00	0人		
12人の場合	12人	0.4615	4.62	2.77	2.31	1.38	0.92	0人		
11人の場合	11人	0.4231	4.23	2.54	2.12	1.27	0.85	0人		
10人の場合	10人	0.3846	3.85	2.31	1.92	1.15	0.77	0人		
9人の場合	9人	0.3462	3.46	2.08	1.73	1.04	0.69	0人		

<参考>

	委員定数	定数	設置日
議会基本条例制定	13	26	21.12.21
亀岡市総合計画	14	26	22.9.15
土地開発公社長期保有地等検討	9	26	20.10.8
政治倫理条例	15	26	19.12.4

亀岡市土地開発公社及び(財)亀岡市住宅公社の土地処理
調査特別委員会設置に関する決議案

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 亀岡市土地開発公社及び(財)亀岡市住宅公社の土地処理調査
特別委員会
- 2 設置の根拠
地方自治法第110条及び亀岡市議会委員会条例第5条
- 3 目的 亀岡市土地開発公社及び(財)亀岡市住宅公社の土地処理に関する
調査
- 4 委員の定数 人
- 5 調査の期限 上記特別委員会は、3に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお
調査を行うことができる。

亀岡市土地開発公社及び財亀岡市住宅公社の土地処理調査に関する決議案

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 亀岡市土地開発公社及び財亀岡市住宅公社の土地処理に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び亀岡市議会委員会条例第5条の規定により委員xx人で構成する亀岡市土地開発公社及び財亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、760,000円以内とする。

<調査経費 算定資料>

1 印刷費等

○資料コピー @ 3 円 × 3 5 部 × 8 回 × 5 部 = 4, 2 0 0 円

2 速記料

○@ 1 5, 7 5 0 円 × 8 回 × 3 時間 = 3 7 8, 0 0 0 円

3 旅費

○ 8 0 0 × 2 人 × 3 回 = 4, 8 0 0 円

4 証人の費用弁償

○@ 2, 6 0 0 円 × 7 人 × 4 回 = 7 2, 8 0 0 円

5 弁護士費用

○@ 5 0, 0 0 0 円 × 2 時間 × 3 回 = 3 0 0, 0 0 0 円

1 ~ 5 合計

7 5 9, 8 0 0 円

消費税増税に反対する意見書（案）

政府は、6月30日、2010年代半ばまでに、消費税を段階的に引き上げ、10%にする大増税計画を盛り込んだ「社会保障と税の一体改革」の成案をまとめ、年内をめどに政府・与党内で素案をまとめ、消費税増税の時期と増税幅などを明示した法案を来年3月までに国会に提出すると表明している。

その内容は、「社会保障のため」といいながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金の支給開始年齢の引き上げ、介護保険サービスの負担増など、社会保障の切り捨てと一体のものである。

消費税が増税されれば、過去に経験したように国民の消費が落ち込み、東日本大震災の被災地をはじめ、亀岡の地域経済も大打撃を受けることになる。

消費税はそもそも所得の低いほど負担が重くなる、不公平な「暮らし破壊税」というものであり、いままも苦難を強いられている被災地にも容赦なくおそいかかり、家や工場、農地や漁港などの生業を失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金である。

弱いものにしわ寄せをする消費税は、社会保障財源として最もふさわしくないものであり、社会保障の財源は負担能力に応じた応能負担を貫いて確保すべきである。そのために、①大企業と大資産家への減税の中止と、軍事費・大型開発・原発関連予算・政党助成金など、聖域をもうけず歳出のムダをなくすこと、②富裕層と大企業に応分の負担を求める税制に改革すること ③所得に応じた税制改革で社会保障財源を確保することが必要である。

よって、政府においては、国民のくらしや家計と地域経済を守るために、消費税の増税をきっぱりやめることを強くもとめるものである。

以上、地方自治法第99条2項の規定により意見書を提出する。

2011年12月21日

介護保険制度の抜本的な改善を求める意見書（案）

介護保険制度がスタートしてから 11 年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。

特に特別養護老人ホームの入所待機者は 42 万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻である。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護従事者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる人々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

しかも、14 年後の 2025 年（平成 37 年）には、65 歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれている。

今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

よって国会及び政府は、介護保険制度の抜本的な改善をすべく、特に下記の点についての取り組みを行うよう強く要望する。

記

1. 介護保険料の上限が高くなりすぎることを抑制するため、公費負担割合を 5 割から増額すること。
2. 煩雑な事務整理の仕分けを行い、手続きの簡素化、要介護認定審査の簡略化を実施し、すぐに使える制度に転換すること。
3. 介護従事者の待遇改善につながる、介護報酬の引き上げを行うこと。
4. 在宅介護への支援を強化するため、24 時間 365 日利用可能な訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族の介護者が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大すること。
5. 包括支援センターの機能を充実し、高齢者の生活支援や健康づくりに貢献できるよう支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 21 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

亀岡市議会議長
石野 善司

障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書（案）

障害者自立支援法につき、国は、平成22年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施するとの基本合意に至った。

基本合意が実現されるためには、平成21年12月から、内閣の障がい者制度改革推進本部のもとすすめられている制度改革が、真に障がい者の権利保障に資するものとして結実することが重要である。

障がい者制度改革推進会議による「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成23年8月30日）では、障害者総合福祉法がめざすべき6つの目標として「【1】障害のない市民との平等、【2】谷間や空白の解消、【3】格差の是正、【4】放置できない社会問題の解決、【5】本人のニーズにあった支援サービス、【6】安定した予算の確保」が示されている。

また、亀岡市でも、第3次障害者福祉計画を作成中であるが、「障がいのある人が社会生活や地域社会の発展のための活動に参加し、すべての市民と同じように生活することができる権利を持つ完全参加と平等の実現をめざす。」ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念としている。

このように、障がい者が自ら選んだ地域において、個々の状況に応じ自立生活を送り社会活動に参画できる社会の実現のためには、障がい者が自らの選択により、必要な支援が利用できることが必要である。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求めるとともに、障がい者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するため、国会および政

府に対し以下について要請する。

1. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議および総合福祉部会がとりまとめる新たな総合福祉法についての意見・提言を尊重し、障がい者ら当事者の意見を十分に反映させること。
2. 障害者総合福祉法（仮称）において、障がい者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した障害福祉施策の提供体制を確立すること。
3. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、障がい者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛

亀岡市議会議員 石野 善司

議会改革推進特別委員会 検討結果表

(平成23年11月18日開催まで)

A-13	各議員が事務局に調査を依頼した事項について結果を公開
	公開を了とした議員の調査のみ対象とする。調査資料は事務局において保管し、他の議員からの要望があれば公開する。
A-14	請願・陳情ハンドブックの作成
	簡易なパンフレットを作成し、本会議傍聴者及び議会報告会参加者等へ配布する。
A-15	全国都市問題会議から全国市議会議長会研究フォーラムへの変更
	幹事会において検討。
B-1	会期の見直し
	4定例会を維持し、審議時間の拡充を図る。必要あれば再度検討する。
B-2	予算・決算審査のあり方見直し
	合意できなければH24. 3定例会は現行のままとする。(決定) 引き続き検討
B-3	代表質問の実施回数の削減
	代表質問は会派の選択により実施の有無を決定する。 H24. 3定例会から適用する。